

令和8年度

高規格救急自動車

(消防署南分署配置)

仕 様 書

酒田地区広域行政組合

第1 総則

1 目的

この仕様書は、令和8年度において酒田地区広域行政組合消防本部（以下「本部」という。）が、購入する高規格救急自動車（以下「高規格救急車」という。）の仕様について定める。

2 適合法令

高規格救急車は、次に掲げる法令、その他関係法令及び通達等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものとする。

- (1) 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額告示（平成16年総務省告示第281号）
- (2) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）の災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の技術上の規格を定める省令
- (3) 救急業務実施基準（昭和39年3月3日付自甲教発第6号）
- (4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (5) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

3 高規格救急車については、本仕様書に適合して製作されるとともに次の条件を満たし、最適の構造及び性能を十分に有するものとする。

- (1) 堅牢で耐久性に富み、長期間の使用に十分耐えるものとする。
- (2) 維持管理が経済的に行えるものとする。
- (3) 使用取扱上の安全性、操作性を十分に考慮したものとする。
- (4) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えるものとする。

4 完成車の納入は、高規格救急車及び救急医療用品並びに付属品等の諸検査に合格し、新規登録後納入するものとする。なお、高規格救急車は救急活動に使用することを目的とするもので、艤装及び設計に起因する故障等不具合が生じた場合は受注者が責任を負うものとする。

5 高規格救急車・付属品及び装備品は、無線機・AVMを除き全て新規製品のものとする。また、仕様書内の物品・装備品及び付属品で製品型式等が明記されている物については、同等以上と本部が認める場合は変更を認めるものとする。

6 受注者は、製作にあたり取付装置等の変更を要する場合及び艤装上の疑義が生じた場合は、本部の承認を得て工程を進めるものとする。

7 受注者は、契約締結後速やかに仕様内容について本部と詳細な確認を行うこと。その結果に基づき、次の関係書類を本部にA4ファイル綴りで各3部作成して提出し、承認を受けるものとする。なお、関係書類の提出時期は中間検査前までとし、不備事項や仕様内容に合致しない事項等を十分に修正可能な時期とすること。

- (1) 製作工程表
- (2) 製作承認図（次の内容でファイルすること）

- ア 高規格救急車艙装 4 面図（処置用資器材、器具収納部分等の概略記入）
- イ 諸元表
- ウ 高規格救急車の配線及び電気系統図

8 検査

検査は中間検査及び納入時の完成検査とする。

(1) 中間検査

中間検査は原則として書類審査とし、本部が必要と認めたときに現地調査を実施する。書類審査は、消防本部庁舎内において実施し、提出された資料（製作工程中の写真等）をもとに受注者立会いのうえ、消防長が指名した本部職員が実施する。検査の結果不合格と認められた場合は、直ちに補修・交換・修理等を行い報告すること。

(2) 完成検査

高規格救急車は、道路運送車両法に基づく新規登録の完了した後に、本部の指定した場所で受注者立会いのうえ、消防長が指名した本部職員が次の検査を行うものとし、検査の結果、設計製作上の不良等に起因する故障及び不良品等がある場合は、直ちに修理等を行い、再検査を受けるものとする。

ア 一般艙装検査

イ 高規格救急車への取付状態及び取付品、付属品の検査

ウ 通信機器等の検査

9 購入台数、納期及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 購入台数 1 台
- (2) 納期 令和 9 年 3 月 1 9 日
- (3) 納入場所 酒田市飯森山三丁目 1 番地の 4 2
酒田地区広域行政組合消防署南分署

※ 付属品等も含めて納入とする。

10 納入時の提出書類等

受注者は、高規格救急車の納入時に次の関係書類各 3 部を本部に提出すること。

(1) 完成図書

（製作承認図に準じたものとし、次のものを追加すること）

ア 車両重量実測書、転覆角度証明書

イ 改造自動車等審査結果通知書（写）

ウ 使用材料表（装備品を含む）仕様ヒューズ、電球形式一覧表及びパーツリスト

エ 自動車車検証（写）

オ 緊急自動車届出書（写）

(2) 車両、取付品及び付属品の取扱説明書（2 部）

(3) 新規登録後の前後、両側面及び上部前後の写真データ及び取付品、取付装置並びに付属品の写真データ

11 契約及び保証については次のとおりとする。

(1) 高規格救急車の保証期間については、各メーカーの公表した期間とする。

ただし、高規格救急車を納入後 2 年以内に塗装部分に剥離、変色及び亀裂等の異常が

生じた場合は、再塗装を行うものとする。その他、保証期間が経過した場合であっても設計・資器材及び製作上の不備による故障等一切は受注者の負担とし速やかに修復するものとする。

- (2) 高規格救急車積載物品の保証期間は、各メーカーの公表した期間とする。ただし、メーカーの保証期間がないものについては1年間の保証期間とする。なお、保証期間が経過した場合であっても設計不良・工作施工不良・材質不良に起因する不具合が生じた場合は無償で修理交換するものとする。
- (3) 高規格救急車の納入に至るまで、検査及び故障修理のため技術指導者を派遣した場合は、要した費用の一切を受注者の負担とする。
- (4) 高規格救急車の新規登録に要する費用については受注者が負担する。ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、リサイクル料は本部が負担する。(納車前に支払いの必要がある場合は受注者が一時的に立て替えて支払うものとし、本部に請求することとする。)
- (5) 使用開始後1か月又は走行距離が1,000kmのいずれか早い時期及び5,000kmを超えた時点で、それぞれシャシ納入ディーラーにおいて点検を行うこと。またこれらの点検時には給油脂類(エンジンオイル・エレメント類及びその他の消耗部品)の交換を実施することとし、これにかかる費用は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、高規格救急車納入後、構造説明及び取扱訓練(2日間)に関する技術者を派遣し、技術指導を行うものとする。
- (7) 製作承認後における一切の疑義は、全て本部の解釈に従うものとする。

1.2 納入時の点検整備

受注者は、高規格救急車を納入する時は、車両等各部について点検整備を行った後に納入するものとする。

1.3 更新車両引渡し手続き

- (1) 更新対象車両は、以下の手続きを行うこと。なお、費用は受注者負担とする。
 - ア 車両の一時抹消登録
 - イ 緊急自動車届出確認書の返納
 - ウ 自賠責保険料の払戻
 - エ 重量税の還付手続き
- (2) 納入日から1か月以内に車体に表示された名称を確実に除去し、赤色警光灯・サイレンを取り外すこと。車両は当組合で保管する。

令和8年度更新車両

種別 高規格救急自動車

登録番号 庄内800 さ 3781

第2 車両

1 高規格救急車の仕様については、次のとおりとする。

- (1) シャシは令和8年度製のものとする。
- (2) 全高については、2,600mm以下とする。
- (3) トランスミッションについては、オートマチックとする。

- (4) 乗車定員については、7名以上とする。
- (5) 最小回転半径は6.5m未満とする。
- (6) 車両及び車両の構成部品は、全て新規製品を使用するものとする。
- (7) 使用材質及び部品は、新規製品及び新品のものを使用するものとする。
- (8) 標準取付品及び付属品は、公表したもののすべて納入するものとする。ただし、本仕様書で指定したものと重複するものについては、除くことができる。

2 使用材質及び部品の規格については、次のとおりとする。

- (1) 車両に使用する材質及び部品は、特に指定するものを除き、日本産業規格のものを使用するものとする。
- (2) その他の材質は、次のとおりとする。
 - ア プラスチック類は、全て難燃性のものを使用するものとする。
 - イ ゴム製品は、全て耐油性の合成ゴムを使用するものとする。
 - ウ 木材は、衛生管理上使用部分は極力少なくするものとする。また、使用する場合は十分乾燥したものを使用し、製作後変形、歪み等が生じないものとする。

第3 車両本体については、次のとおりとする。

1 本体は、シャシ、ボディー及び付属装置から構成されるものとし、各部の構造及び性能は、次のとおりとする。

- (1) 外板は、主として金属性とする。
- (2) 総合的な重量軽減を図り、前・後輪荷重及び左右荷重のバランスを考慮するものとする。
- (3) 構造は、堅牢で耐久性が十分にあるものとする。
- (4) 板金等の切断端には、危害防止のため丸みを付け、また、溶接のバリ等が残らないものとする。
- (5) 全般にわたり、防水性を施すものとする。
- (6) 寒冷地仕様のものとする。
- (7) 四輪駆動とする。
- (8) 時計、ラジオ、トリップメーター、電流計、電圧計並びにその他車両の運行及び保持に必要な計器類を装備しているものとする。
- (9) タイヤは、アルミホイール付ラジアルタイヤとする。
- (10) エアバッグを運転席及び助手席に装備するものとする。
- (11) 左サイドコーナーの視認を良くするため、アンダーミラーを左サイド適当部分に取付けるものとする。
- (12) コーナーにおける障害物を検知するコーナーセンサーを車両フロントバンパー又は四方に装備すること。
- (13) 前方自動車等に対して衝突の危険を回避又は被害の軽減を図るため、衝突被害軽減制動制御装置を設けること。
- (14) 前後のタイヤハウスに泥除けを取付けること。
- (15) 自動車用消火器を装備すること。

2 エンジン性能

水冷4サイクル4気筒以上で総排気量2,400cc以上、最高出力140ps以上のエ

ンジンとする。

3 懸架装置

- (1) 十分な緩衝性能を有するものとする。
- (2) 資器材を用いた業務の遂行にあたり、十分な性能を有するものとする。

4 電装品

- (1) インバーターは、100V用の最高出力300W以上とする。バッテリー容量は120AHとする。また、車両バッテリー自動充電機を収納庫内の容易に点検のできる位置に取付けるものとする。
- (2) 十分な発電量確保のためオルタネーター（150A以上）を装備すること。
- (3) 走行中はインバーターから電力を供給し、外部AC100V電源入力時は自動的に外部AC100V電源から電力供給に切り替わる装置を備え、AC100V電源入力時に室内灯、医療機器コンセント及び生体情報モニターが使用できるものとする。
- (4) 電装品は、無線障害の少ないものを使用するものとする。
- (5) 熱に弱い電装品は、エンジン等の発熱部から十分な距離をとって取付けるか、又は防熱対策を施すものとする。
- (6) 配線は、容量十分なケーブルを使用し、天井及び側板内等に敷設するものとする。
- (7) 処置用資器材等に対する無線障害防止策を十分に講ずるものとする。
- (8) ノイズ対策のため、ボンディング工事を行うものとする。

5 燃料タンク及び燃料配管

- (1) 燃料タンクの容量は、65L以上とする。
- (2) 燃料配管とエンジン部及び燃料配管と燃料タンクとの接続部は、耐熱性及び可動性のある部材をもって強固に固定するものとする。

6 ボディー

- (1) 全有蓋で密閉式構造のものとし、運転室から傷病者室への往来が可能な構造とする。
- (2) 内装及び天井
 - ア 天井は、断熱性及び遮音性を考慮した構造とする。
 - イ 各機器取付け部の天井裏面を強固に補強するものとする。
- (3) 床等
 - ア 運転室の床は、標準仕様とする。
 - イ 傷病者室の床は、ウォッシュャブルフロアとし、傷病者室の床と各資器材庫との接合部にはシーリング等で水洗いや血液汚染に耐える完全防水処置を施すものとする。また、内装色と調和する色調とする。
- (4) ドア
 - ア 運転室の左右側面にドアを設け、傷病者室には左右側面及び後面に設けるものとする。
 - イ 傷病者室の側面ドアは、傷病者等の乗り降り及び各種救急資器材の出し入れに支障のない幅及び高さを有するものとする。また、電動式の半ドア防止装置を設けるものとする。
 - ウ 後面ドアは、メインストレッチャー等の出し入れに十分な幅、高さを有するものとする。また、電動式の半ドア防止装置を設けるものとする。ただし、オプション仕様

に設定がない場合は、この限りでない。

エ 側面ドアは、通常の使用状態において開放時に固定するものとする。

オ 純正品の集中ロック機能（リモートコントロールエントリーシステム）を有するものとする。（同機能を有するキー3本付き）

(5) 窓

ア 傷病者室左の窓ガラスは、全面に曇り擦りガラスを設けるか、全面に曇りフィルムを貼り付けること。但し、隊員席（スライドドア部分）の窓については上部1/3は透過性とする。

イ 後面ドアガラスはスモークガラスで曇りフィルムを貼り、上部1/3は透過性を持たせるものとし、電動カーテンを設ける。また、電動カーテンの開閉スイッチは運転席の容易に操作出来る位置に設けるものとする。

(6) 運転室の座席は、次のとおりとする。

ア 座席数は、2座席とする。

イ 座席の配置は、運転席及び助手席とする。

ウ 各座席には、3点式ELRシートベルトを設けるものとする。

(7) 傷病者室の座席は、次のとおりとする。

ア 座席数は4座席以上とし、ベッド頭部側に1座席、その他は左側とする。

イ 左側前向きの座席は、ハイバック仕様とし、3点式ELRシートベルトを設けるものとする。また、サブストレッチャーにより傷病者を搬送する際、容易に折り畳める構造とする。

ウ 横向き座席には、シートベルトを設けるものとする。

(8) 運転室と傷病者室の仕切り

運転室から傷病者室へのウォークスルー部に隔壁扉を設けること。

(9) 冷暖房装置等

ア 冷暖房装置は、運転室及び傷病者室の十分な冷暖房機能を有するものとする。

イ 傷病者室の冷暖房装置は、単独で調整可能なものとする。

ウ 傷病者室に電動換気扇を設けるものとする。

(10) 資器材庫等については、次のとおりとする。

ア 資器材庫は、構造が堅牢かつ走行中の振動等による異音が発生しないものとし、落下、転倒しない構造とする。さらに、傷病者室の上部の資器材庫には、開口部及び扉裏側に落下防止のための措置を講じたものを取付けるものとし、走行中の振動又は収容物の移動により薬品等の容器が破損することのないよう内側に緩衝材を設け、次の各部分に設置すること。

(ア) 運転席の後部に縦型収納庫を設けること。

(イ) 助手席の後部に縦型収納庫を設けること。また、自動心臓マッサージ器を収納できるスペースを有し、固定する措置を講ずること。

(ウ) 傷病者室の上部左右にルーフサイド収納庫を3個設けること。また、1個については薬品管理庫とし、収容物が外部から確認できないよう不透明で、施錠可能な構造とすること。

(エ) 傷病者室右側後部には二段式引き違い扉の収納庫を設けること。また、その上部にも引き違い扉の収納庫を設けること。

(オ) 傷病者室右側前部には除細動器のプリンタが収納できる三段棚を設けること。

(カ) その他、適当な位置に出来るだけ多くのスペースを有するように収納庫を設置

すること。

イ 傷病者室の適当な位置に、手指消毒用ボトルの収納庫を取付けるものとする。

ウ 傷病者室の適当な位置にティッシュボックス等の固定具を3箇所以上設けるものとする。

エ 傷病者室に情報等を書き込むためのホワイトボードを運転席後部縦型収納庫のメディカルシート上部に取付けるものとする。

オ 各扉及び引出しは、走行中の振動又は内容物の移動により開放しない固定装置を設けるものとする。また、固定装置の機能は、確実かつ容易に固定及び解除ができる構造を有するものとする。

カ 内側には、必要に応じ処置用資器材等の固定装置及び緩衝材を設けるものとする。

(11) 酸素吸入装置

ア 酸素ボンベ固定装置は、アルミ製10L残量表示型ボンベ2本をそれぞれ個別に着脱できる構造とする。(ボンベが横滑りしないよう下部に受皿を設置すること)

イ 酸素配管の位置及び構造等は、次のとおりとする。

(ア) 酸素配管は、酸素ボンベ取付箇所近くに酸素送り出し用接続口及び三方チーズを設置し、二連式加湿流量計(酸素駆動機器用アウトレッド2個付オキシパックOX-III S)に接続するものとする。

(イ) 酸素配管は、主として内板等の内側に施工し、なるべく車内に露出しない構造とする。

(ウ) 酸素配管は、十分な耐圧及び耐蝕性を有するとともに、走行中の振動及び衝撃等に十分耐える強度の材質のものを使用するものとする。

(12) ストレッチャー関係装置

ア メインストレッチャー架台は、次のとおりとする。

(ア) メインストレッチャーを確実に固定し、かつ容易に解除できる構造の固定装置を設けるものとする。なお、メインストレッチャー本体の重量及び耐荷重に耐えうる架台であること。

(イ) 車内収容時には架台からストレッチャーのバッテリーへ自動供給を行う機能を有すること。また、バッテリーが切れた場合にはすべての動作が手動でも操作できる構造であること。

(ウ) 架台には搬入ガイドを取付けるものとする。

(エ) 傷病者室の右側後部角のストレッチャーが接触するおそれある部分にステンレス保護板を取付けることとする。

イ バックボード、スクープストレッチャーを収納するスペースを設け、容易に取出せる構造とする。

(13) その他

ア 車両後部にはステップを設け、その上面にはアルミ縞板を施すものとする。また、フロントドア左右ステップ、スライドドアステップ上面にも同様のアルミ縞板を施すものとする。

イ リアバンパーにバンパープロテクターを装備すること。

ウ 傷病者室の天井部には、傷病者観察用スポットライトを2個設け、角度調整機能付きとし、それぞれ照度調整スイッチを設けること。

エ 運転室後部の本部指定位置にC型フック3個を取付けること。

第4 塗装関係は、次のとおりとする。

塗装全般

- (1) 車体の塗装は白色とし、上質塗装で入念に吹き付け仕上げをするものとする。また、後処理はクレオール等で防錆処理を行い、電子防錆処理（ラストアレスターR A O 4）を取付けるものとする。エンジンルーム、タイヤハウス等錆が発生しやすい箇所にエンドラスト処理を行うこと。なお、車体周囲の中央部には、赤色ストライプを記入し、ジャッキアップポイント（パンタグラフジャッキ及びフロアジャッキ用）を黄色表示とすること。
- (2) 反射テープ
 - ア 白色の反射テープ（1インチ）をフロントバンパー及び車体側面の赤色ストライプ上部に貼り付けるものとする。（保安基準に適合した幅）
 - イ 後面の赤色ストライプ上に赤色の反射テープ（2インチ）を貼り付けるものとする。（保安基準に適合した幅）
- (3) 文字記入
 - ア 車両両側の指定位置に、黄色反射テープで左横書きによる「酒田地区広域消防」とヒラギノ角ゴW7、一字12cm角で記入するものとする。
 - イ 車両前面、両側面及び後面の指定位置に、黄色反射テープで、「南救急」とヒラギノ角ゴW7一字縦11cm×横11cm角を車両用マグネットで作成し貼り付けるものとする。
 - ウ 車体サイド上部は、社名シンボルを取り外し、当本部設計のシンボルマーク及び文字「FD. SAKATA」、「MINAMI」を反射シートにて作成し、貼り付けるものとする。「MINAMI」に関しては、車両用マグネットで作成し貼り付けるものとする。
 - エ 車体上部に対空標示をする。標示は本部の指示により貼り付けるものとする。

第5 無線機及びAVM装置は、次のとおりとする。

無線機及びAVM装置は更新車両から取外し、新車両に取付けるものとする。

取付調整

- (1) 一般事項

取付けに際しては安全の確保に努め、その管理に十分留意して行うものとする。
- (2) 取付

取付けの必要な装置は、人体の接触及び振動等により、外れないよう堅固に固定するものとする。また、取付けにあたっては、車両等に損害を与えないよう十分に注意するものとし、万一損害を与えた場合は、本部の指示に従い、受注者の責任において速やかに修復するものとする。
- (3) 機器の調整

機器の調整範囲は、この仕様書内全ての機器とし、仕様事項を満足させるものであること。
- (4) アンテナ基台

車外上部にアンテナ基台を取付ける。
- (5) 配置・配管等

無線機とアンテナ及び傷病者室内送受話器の配管・配線は、本部の指示により施工するものとする。

第6 高度救命処置用資器材・高度管理医療機器

次に掲げる資器材・機器については本部が支給し、その支給品の取付け（金具・架台）又は積載スペースを設けること。また、作業にあたっては資器材・機器の受注者と協議すること。

- (1) 生体情報モニター（日本光電 ディフブリレータ カルジオライフEMS EMS-1052）
- (2) 自動心臓マッサージ器（stryker LUCAS3）
- (3) 自動体外式除細動器（AED-3151）

第7 積載品及び付属品

積載品及び付属品は、別表2及び別表3のとおりとする。なお、表中で商品名等が記載されているものについては、これと同等以上の性能を有するものとする。

第8 取付品

別表1に掲げるものとし、主な取付品を次により取付けるものとする。

(1) 一般的事項

- ア 取付品は、補強を十分に施し取付けるものとする。
- イ 取付品は、無線障害の少ないものを使用するものとする。
- ウ 取付品の配線は、十分な容量のあるケーブルを使用し、内側に露出しないものとする。
- エ 各装置の液（油）量の確認は、容易に行えるものとする。
- オ 各取付品は、ストレッチャー収納時に接触、干渉しないように取付けるものとする。
- カ 傷病者室内に電波式壁掛け時計（アナログ秒針式又はデジタル式）及び温湿度計を取付けること。ただし、時計内にその機能が兼ね備わっている場合はこの限りではない。

(2) 電装品関係

- ア ヘッドランプは、LEDとする。ただし、標準仕様及びオプション仕様に設定がない場合はこの限りではない。
- イ フォグランプは、LEDとする。ただし、標準仕様及びオプション仕様に設定がない場合はこの限りではない。
- ウ 路肩灯はLEDランプとする。
- エ ルーフサイド左右にフラッシャーランプを取付けること。ただし、標準仕様及びオプション仕様に設定がない場合はこの限りではない。
- オ 前上部に大型散光式赤色警光灯（LED）、後部にリアサイド散光式赤色警光灯（LED）を取り付け、サイレン音による連動または操作により発光パターンが変化する装置を設けること。
- カ 前部赤色点滅灯はLEDとし左右に取付けるものとする。
- キ 側面左右前後に作業灯（LED）を取り付けること。
- ク 電子サイレン（拡声装置付）は、次のとおりとする。
 - (ア) サイレンアンプは赤色警光灯の発光パターンと連動出来るものとする。
 - (イ) アンプ部は、運転席及び助手席のどちら側からも操作できるように、センターコンソール又はその付近に設けるものとする。
 - (ウ) ピーパー音及びウーウー音の2音式とする。

- (エ) ウーウー音の足踏みスイッチを、助手席足元に設けるものとする。
 - (オ) スピーカーは、防雪措置を講ずるか、またはバンパー内に取付けるものとする。
 - (カ) フレキシブル型マイク（ON・OFF スイッチ付）は、運転席右側付近に設けマイクを設けることとする。
 - (キ) 助手席付近には、ハンドマイクのハンガーを設けるものとする。
 - (ク) ウーウー音及び注意メッセージのスイッチを、ステアリングまたは運転席の運転操作に支障のない位置に設けるものとする。
- ケ 後退警報機は車両の後部を取付け、警報解除スイッチを運転席に設けるものとする。
- コ 室内の照明は、傷病者の症状及び救急隊員の業務の遂行に支障のない照度を有する大型のものを前後に2式以上とし、調光装置を取付けるものとする。
- サ ステップ灯は、後部ドア及び側面ドア付近に1個設けるものとする。なお、後部ドアステップ灯は、ドア開閉に連動及び非連動となる選択スイッチを設けるものとする。
- シ 助手席左側付近にフレキシブルマップランプを設けるものとする。
- ス モニターはカラーとし、センターコンソール内を取付け、NAV I 機能及びFM・AMチューナー等を内蔵し、容易に操作できる構造のものとする。
- セ 頭上視点から車両の全周囲を視認出来る装置を取付けるものとする。また、車両の全周囲を視認するモニターはカラーとし、モニターTVにより視認出来るものとする。
- ソ 最新式の車両外部をモニターするドライブデータレコーダーを取付けることとする。
- タ バックドアに停止表示灯（点滅式）を取り付けること。
- チ 車外に外部AC100V入力用マグネット式コンセント（防水防滴型、有蓋）を1個設けるものとする。
- ツ 傷病者室内の使用に適した位置に、AC100V用コンセントをできる限り設置すること。
- テ 増設ヒューズボックスは、交換しやすい位置に設けるものとする。
- ト 傷病者室内電装品スイッチは、隊員が容易に操作できる位置に設けるものとする。
- ナ その他の取付品については、次のとおりとする。
- (ア) 消防章は、フロントの中央部に架台を設け取付けるものとする。
 - (イ) 車外助手席側に後方確認用補助ミラーを取付けること。
 - (ウ) サイドバイザーを左右に取付けるものとする。
 - (エ) 半自動体外式除細動器、吸引器等の固定位置は、最も適した位置に設置し脱着が容易な構造とすること。
 - (オ) 点滴フック（点滴容器固定装置付）は、傷病者室の右側側面及び傷病者室の天井後部に各2個取付けるものとする。
 - (カ) 傷病者室の天井及び側面に、アシストグリップを設けること。
 - (キ) 傷病者室の左スライドドア及び後部ドア付近に乗降グリップを設ける。後部ドア付近の乗降グリップについては大型タイプとする。
 - (ク) 傷病者室の天井2箇所にルーフネットをアシストグリップと重ならない位置に設けること。ただし、標準仕様及びオプション仕様に設定がない場合はこの限りではない。
 - (ケ) 傷病者室内に汎用メディカルポール（輸液ポンプ固定ポール）を設けること。
 - (コ) ETC車載器を取付けること。

第9 銘板

銘板は、次により取付けるものとする。

- (1) スイッチ類には、名称及び「入・切」または「ON・OFF」の表示を行うものとする。
- (2) 本部が指示する計器類及び資機材収納ボックスには名称を表示するものとする。

第10 バッテリー

バッテリーは容易に点検、交換ができるものとする。

第11 その他

本仕様書で商品名等が記載されているものについては、これと同等以上の性能を有するものとする。

また、新製品が発売された場合は、本部と協議すること。

別表 1

車輛取付品一覧表

注：各車両への積載物品とする。

番号	品名	数量	備考
1	前部大型散光式赤色警光灯	1 式	L E D 式 発光パターン変化
2	前部赤色点滅灯	1 式	L E D ・ 点滅式 (2 個)
3	側面作業灯	1 式	L E D 式 (4 個)
4	後部散光式赤色警光灯	1 式	L E D 式 (2 個) 発光パターン変化
5	電子サイレン	1 式	運転席右側フレキシブルマイク付き 音声合成装置及びフェードイン・フェード アウト機能付 赤色警光灯と連動
6	バックドア停止表示灯	1 式	点滅式
7	ウーウー音足元スイッチ	1 式	助手席側
8	後退警報器	1 式	警報解除スイッチ付(音声式)
9	フォグランプ	1 式	L E D 式
10	路肩灯	1 式	L E D 式
11	フラッシャーランプ	1 式	ルーフサイド左右 (各 1 個)
12	運転室室内灯	1 式	標準
13	傷病者室室内灯	1 式	L E D 式 調光装置付き
14	後部ドア用照明灯	1 式	スポットランプ
15	マップランプ	1 式	助手席
16	コンセント 1	1 式	車外後部又は側面 AC100V 用 (マグネットコンセント)
17	コンセント 2	1 式	傷病者室内 AC100V 用 (4 箇所) 外部電源自動切替
18	電圧計	1 式	運転室内
19	電流計	1 式	運転室内
20	インバーター	1 式	A C 1 0 0 V 変換用出力 3 0 0 W 以上
21	消防章	1 式	フロント中央部台座付
22	リヤバンパープロテクター	1 式	アルミ製又はステンレス製
23	保護アルミ縞板	1 式	フロントドア左右ステップ部、スライド ドアステップ部 車両後部ステップ部
24	泥除け	1 式	
25	補助ミラー	1 式	車外助手席用
26	アンダーミラー	1 式	フロント
27	カーナビゲーション	1 式	N A V I 機能、T V 視聴可 F M ・ A M チューナー内蔵
28	車両全周囲視認モニター	1 式	カラー対応
29	ドライブデータレコーダー	1 式	自動録画、2 0 0 万画素以上、視野角対角

			150度以上、2.4インチ以上液晶、microSDカード(32G)付
30	コーナーセンサー	1式	
31	衝突被害軽減制動制御装置	1式	被害軽減ブレーキ
32	無線機取付用ブラケット	1式	
33	無線機アンテナ	1式	
34	ブラケット	1式	無線機アンテナ取付用
35	無線機傷病者室ハンドセット	1式	
36	無線機傷病者室用配線	1式	後向き座席側
37	無線機用スピーカー	1式	傷病者室ウォークスルー部 (ON・OFFスイッチ付) 外部用 (ON・OFFスイッチ付) (サイレンスピーカーと共有)
38	冷暖房装置	1式	標準(運転室及び傷病者室)
39	換気扇	1式	傷病者室内(電動)
40	隔壁扉	1式	窓付き ウォークスルー部用
41	ハイバックシート	1台	傷病者室前向きシート変更
42	時計	1式	傷病者室内 アナログ秒針式又はデジタル式
43	温湿度計	1個	傷病者室内の時計に温湿度計の機能がある場合は必要なし
44	消火器	1本	標準装備品
45	ホワイトボード	1式	傷病者室取付け(筆記用具含む)
46	点滴フック	2個	固定装置付
47	ルーフネット	1式	傷病者室2か所
48	汎用メディカルポール(輸液ポンプ固定ポール)	1式	
49	防錆処理	1式	ラストアレスターRA04 エンドラスト処理
50	ボンディング工事	1式	

別表 2

積 載 品 一 覧 表

注 1 : ※印については、取付金具又は収納庫取付けを含む。

注 2 : ★印については、更新救急車から載せ変え（固定金具）のみ。

注 3 : ☆印については、酒田地区消防本部と記入する。

注 4 : 各車両への積載物品とする。

番号	品 名	数量	備 考
※1	ストレッチャー用固定システム	1 式	s t r y k e r P o w e r - L O A D®
☆※2	メインストレッチャー	1 式	s t r y k e r P o w e r - P R O 2 交換用ベルト 4 本 (ファーノ社製バイオセーフストラップ 1 Pメタルバックル) 枕 2 個 (株式会社二二商会スキッドピロー)
※ 3	資器材収納庫	1 式	運転席後部 縦型収納庫 (棚板 3 段)
※ 4	資器材収納庫	1 式	助手席後部、縦型収納庫
※ 5	資器材収納庫	1 式	傷病者室右側前部 三段棚 傷病者室右側後部 二段式引違い戸
※ 6	資器材・薬品収納庫	1 式	傷病者室上部左右 3 個 (一部不透明性・施錠可能)
※ 7	地図入れボックス	1 式	A 3 サイズが収納可能な物 蓋無し
※ 8	サイドシート下部機材箱	1 式	
※ 9	手指消毒用ボトル収納庫	1 式	
※10	ティッシュボックス等固定具	3 個	3 個取付け可能な位置
※11	ダストボックス	1 式	ハンドフリー型 2 種類用仕切り型
※12	アシストグリップ	1 式	傷病者室天井部、吸引器上部 モニター上部
※13	乗降グリップ	1 式	左スライドドア付近 後部ドア付近 (大型)
※14	フック	必要数	傷病者室側面
※15	酸素マスク収納庫	1 式	大型タイプ
☆※16	バックボード ヘッドイモビライザー 固定ベルト	1 式	モデル 2 0 1 0 オレンジ モデル 4 4 5 FW-1 9 0 1 - 1 8 5 6 本
☆※17	スクープストレッチャー ヘッドイモビライザー 固定ベルト	1 式	ファーノモデル 6 5 E X L (ピンタイプ) モデル 4 4 5 - S FW-1 9 0 1 - 1 8 5 6 本
☆※18	布担架	2 個	ターポリン担架、固定ベルト 2 本付き

※19	酸素ポンベ	2本	アルミ製10L残圧表示型酸素ポンベ
※20	二連式加湿流量計	1式	酸素駆動機器用アウトレッド2個付オキシパックOX-ⅢS (三方チーズ及び減圧弁2個を含む) オキシマスク(成人用・小児用各1)
※21	自動人工呼吸器	1式	株式会社ワコー商事 メデュマット・イメージCPR ライトキャリングセット (標準付属品) 人工呼吸器本体 患者ホース 患者バルブ MEDUトリガー(換気用トリガー) 蘇生マスク サイズ5(成人用) 酸素供給ホース ウォールマウント(車載固定用) 機能テストキット(テスト肺) (追加付属品) ハンドル付車載着脱用金具(EPTK3) 1個 患者ホースB(WM22647-1 約155cm 再使用可能品) 1本 LSP減圧器 WL-2550 1個 バッグ 株式会社ワコー商事 マルチ オキシゲンバッグWMOB-5 1個 名入れ「酒田地区消防本部」 バッグ ファーノ エアウェイ オキシ ゲンキット モデル5100 レッド 1個 名入れ「酒田地区消防本部」 酸素ポンベ アルミ製2L残圧表示型 酸素ポンベ(ヨーク型) 2本 点検パック(6年)を含む(本体への 証書貼り付け) 毎年の簡易点検(動作確認(動作試験 成績書発行)) 2年毎の定期点検(バッテリー2種・ 各部フィルター及び一方向弁等交換、動 作確認(動作試験成績書発行))
22	手動人工呼吸器 (バックバルブマスク)	1式	レールダル・シリコン・レサシテータ 成人用コンプリート 1個 (本体1個・マスク3/4・4/5) 小児用コンプリート 1個

			(本体1個・マスク0/1・2・3/4)
※23	吸引器	1式	日本船舶薬品株式会社パワーミニックⅡ モデルPM2-800 (標準附属品) 専用充電ブラケット 1個 カテーテル収納ポーチ 2個 PESSフィルター(5個入) 1袋 吸引ボトル 1式 水容器 1個 水容器ケース 1個 (追加付属品) 吸引ボトル 1個 吸引チューブ 1個
24	エアウェイ	1式	経口エアウェイ 大小 各2個
25	電子体温計	1個	テルモ C206 (低体温測定可能)
26	小型オゾン発生器	1式	荏原実業株式会社 EFD-200N
☆※27	外傷情報伝達用資機材	1式	救急用デジタルカメラ RICOH WG-90 ブラック メモリーカード(32G)付、本体収納 ケース付
※28	レスキューセット	1式	グラスマスター/ガラス破壊用ポンチ/ シートベルトカッター/バール/弁慶
※29	薬品管理庫	1式	不透明性・施錠可能
30	ハンディライト(防水)	2個	ペリカン 2410C スティルスライト(ブラック)
※31	ETC車載器	1式	音声付
★32	AVM	1式	更新救急車から乗せ替え
☆33	拡声器	1個	
☆34	救急隊長用ベスト	1着	EMS MESH VEST (背面ネーム『酒田地区消防本部』) (背面ネーム『山形県』)

別表 3

付 属 品 一 覧 表

注 1 : ※印については、取付金具又は収納庫取付けを含む。

注 2 : 各車両への積載物品とする。

番号	品 名	数量	備 考
※ 1	スペアタイヤ	1 本	ラジアル (純正ホイール付)
2	スタッドレスタイヤ	4 本	ラジアル (アルミホイール付)
3	チェーン	1 式	イエティ スノーネット ハイクオリティタイプ (#5300) 収納袋付 (同等品)
4	フロアマット	1 式	運転席、助手席用
5	車輪止	2 個	樹脂製 1セットロープ付
6	スノーブレード	1 式	
7	非常停止表示板	1 個	
8	予備電球	1 式	
9	予備ヒューズ	1 式	